



銀行分野におけるベトナム版 Sandbox 制度に関する議定の概要

1. はじめに
2. 概要
3. 終わりに

弁護士 萩原 亮太
 弁護士(ベトナム資格) グエン・ティ・ホアイ・イエン
 弁護士(ベトナム資格) ダオ・ハイ・リン
 弁護士(ベトナム資格) グエン・ドゥク・ホア

本ニュースレターは東京共同会計事務所の2025年9月16日付け Vietnam Newsletter に寄稿したものです(<https://www.tkao.com/news/newsletter-2025-3/>)。

1. はじめに

ベトナムでは、一定の Fintech 事業については、直接に規制する法令がないものがあり(但し、留意を要する法規制は存在します。)、他方で、一定の規律を及ぼす必要もあることから、2020 年から、今後規制を導入することを視野に入れた、銀行分野における監督付試験制度(所謂、ベトナム版 Sandbox 制度¹。以下単に「Sandbox 制度」といいます。)の検討が進められてきま

¹ 日本等での Sandbox 制度は、一般に、法規制が存在する分野におけるサービスについて、政府機関により課された一定の条件下で、限定的に規制を解除し、テスト的運用することを認めるものをいいます。しかし、ベトナム版 Sandbox 制度は、法規制が存在しない分野、サービスについて、政府機関

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。
本書に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

©URYU & ITOGA 2025

した。そして、2025 年 4 月 29 日に Sandbox 制度に関する議定(Decree No. 94/2025/ND-CP、以下「本件議定」といいます。)が制定され、本件議定は、2025 年 7 月 1 日から施行されています(本件議定第 25 条)。

本件議定は、ベトナムで Fintech 事業を営んでいる企業のみならず、今後当該事業への進出等を検討する企業に対しても一定の影響を及ぼす可能性があると思われ、本稿では、紙面の許す限り、本件議定の概要を簡単に取り上げます。

2. 概要

(1) Sandbox 制度の参加組織

Sandbox 制度の参加組織は、ベトナム国家銀行から Sandbox 制度参加証明書の発給を受けた、信用組織、外国銀行の支店及び Fintech 会社とされています(同第 3 条第 2 号)。なお、この Fintech 会社とは、「信用組織・外国銀行の支店ではない組織で、ベトナム領土上での合法的な設立許可証又は事業許可証を有するもので、独立して Fintech ソリューションを市場に提供している又は市場に Fintech ソリューションを提供するために、信用組織、外国銀行の支店と協力を介するもの」と定義されていることにはご注意ください(同条第 1 号)。

(2) Sandbox 制度の対象となる Fintech ソリューション

Sandbox 制度の対象となる Fintech ソリューションは、①クレジットスコアリング、②オープン API、③P2P レンディングの 3 つとされ(同第 1 条第 2 項)、それぞれ以下のように定義されています(同第 3 条第 3 号ないし第 6 号)。

クレジットスコアリング	信用組織、外国銀行の支店の信用供与の決定を補助するために、個人、組織の威信・信用の程度をスコアリングすることを目的とする、信用組織、外国銀行の支店、Fintech 会社の情報技術システムを応用するソリューション
オープン API	標準化された API の集合であり、当該オープン API を共有する信用組織、外国銀行の支店のシステムに対しサービス要求を送付するために、多くの信用組織、外国銀行の支店、Fintech 会社及びその他第三者のコンピュータシステムにより使用することのできるもの
P2P レンディング	借手及び貸手である顧客間のデジタルプラットフォーム上で情報を接続し、契約の締結を補助するために、P2P レンディング会社により提供される、情報技術の応用ソリューション。P2P レンディングで使用する通貨はベトナムドン

(3) Sandbox 制度への参加方法等

Sandbox 制度に参加するには、Sandbox 制度参加証明書の発給を受ける必要があります。発給手続の概要としては、Sandbox 制度への参加登録をする会社等が、申請書や後述する参加基準・参加条件を充足することの説明文書を含む一定の申請書類をベトナム国家銀行に提出し、所定の審査を経て、ベトナム国家銀行が参加基準・参加条件を充足すると判断する場合に、Sandbox 制度参加証明書が発給されることになります(同第 9 条、第 10 条、第 12 条、第 13 条)。

により課された一定の条件下ではあるが、テスト的運用することを認める制度であり、日本等とは言葉の意味するところが異っていることにはご注意ください。

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

なお、Sandbox 制度の参加期間は、Sandbox 制度参加証明書の発行から最長 2 年間(但し、最大 2 回(各延長は 1 年を超えない)延長可能)とされています(同第 6 条第 1 項、第 20 条)。

(4) Sandbox 制度に参加するための基準及び条件

Sandbox 制度に参加するには、Sandbox 制度への参加登録をする Fintech ソリューションが後述する一定の基準(以下、便宜上、「Fintech ソリューション基準」といいます。)を充足する必要があり、また、参加を希望する組織が、上記(1)の参加組織(信用組織、外国銀行の支店及び Fintech 会社)のうち、Fintech 会社である場合には、更に、当該会社が、後述する一定の条件(以下、便宜上、「Fintech 会社条件」といいます。)を充足する必要があります²(同第 8 条、第 11 条)。

まず、Sandbox 制度への参加登録をする Fintech ソリューションが上記(2)の対象となる Fintech ソリューション(①クレジットスコアリング、②オープン API、③P2P レンディング)の何れであるかを問わず、Sandbox 制度に参加するには、以下の Fintech ソリューション基準及び Fintech 会社条件を充足する必要があります(同第 8 条、第 11 条)。

Fintech ソリューション基準	Fintech 会社条件
(a) 現行の法的規定が実施・適用に対し具体的・明確に案内していない、技術的・専門業務的な内容を有するソリューションであること	(i) ベトナムの領土上で合法的に設立され、活動する法人であり、法令の規定に従った、消滅分割・存続分割・新設合併・吸収合併・組織形態の転換・解散・破産の過程にあるものではないこと
(b) ベトナムのサービス利用者に対する利益・付加価値をもたらす創造的革新性を有するソリューション、特に金融包摂の目標を支援・促進するソリューションであること	(ii) 法定代表者、総社長(社長)は、経済、経営管理、法律、情報技術の何れかに関する大学以上の資格を有しており、金融、銀行分野の組織の管理者、運営者としての少なくとも 2 年以上の経験を有しており、法令の規定に従った禁止対象に該当しないこと
(c) 銀行システム及び銀行・金融・外為活動に対する消極的な影響を制限する、リスク管理枠組が設計・策定されたソリューションであり、Sandbox 制度の過程において発生するリスクの処理・克服に関する方法が策定されたもので、消費者の権利を保護する方法が策定されたものであること	
(d) 活動並びに機能、効用、有益性の側面において、Sandbox 制度参加組織により、十分に各措置の精査、評価が実施されたソリューションであること	
(e) Sandbox 制度の過程完了後に、市場に提供することのできる実施可能性を有するソリューションであること	

また、Sandbox 制度への参加登録をする Fintech ソリューションが P2P レンディングである場合には、上記に加え、以下の Fintech ソリューション基準及び Fintech 会社条件も充足する必要があります(同第 8 条、第 11 条)。

² Fintech 会社のみが一定の条件を充足する必要があるのは、そもそも信用組織・外国銀行の支店については、設立・運営等に関し信用組織法(Law No. 32/2024/QH15(Law No. 43/2024/QH15, Law No. 96/2025/QH15 により修正補充))の規定を遵守する必要があることが考慮されたものと思われます。

Fintech ソリューション基準	Fintech 会社条件
(f) 自らが提供する P2P レンディングソリューションにおける借手の最大債務残高を確定及び管理するため、並びに自身が提供する P2P レンディングソリューションにおける借手に対する最大債務残高及び Sandbox 制度に参加する P2P レンディングソリューション全体における借手に対する債務残高に関する規定の遵守を確保することを目的としてベトナム国家信用情報センターで借手に関するリアルタイムの情報の報告及び活用するための措置を有すること (g) P2P レンディングソリューションにおける借入金・利息・費用の返済・支払は、信用組織・外国銀行の支店における顧客の支払口座又は決済中間サービス提供組織における顧客の電子マネーを通じて実施されなければならないこと (h) Sandbox 制度に参加する P2P レンディングソリューションを利用する借手及び貸手間の契約の期間は 2 年を超えないことを確保するための措置を有すること	(iii) 外国投資資本を有する企業ではないこと (iv) 法定代表者、総社長(社長)はベトナム国籍を有する者であること;犯罪歴がないこと;金融、銀行及びサイバーセキュリティの分野で行政違反処罰を受けていないこと;同時に金融、銀行、質屋サービスの経営、又はマルチレベル方式に従った経営(所謂マルチ商法)³をする企業の所有者、管理者ではないこと;頼母子講、互助会等のオーナー又は信用組織、外国銀行の支店、決済中間サービス提供組織の取締役、社員総会のメンバー、監査役会のメンバー、総社長(社長)、総副社長(副社長)及び同等の職名にないこと (v) 次の最低要求を確保する P2P レンディングソリューションを実装するデジタルプラットフォームに対する人員、物的設備及び技術に関する標準を充足すること:(v-i)情報技術システム、情報保存システムは、ベトナム領土内に設置され、安全かつ継続的であることを確保して運用され、事故、特に技術に関する事故が発生する場合に中断が生じないように、予備技術システムがメインシステムとは独立していること、(v-ii)全顧客及び関係者のデータ、情報は、高度な機密性を有するデジタルプラットフォームで更新、保存及び共有され、参加者間の明白性、公開性を確保すると共に、法令の規定に従い、関係者ではない者に対しては、参加者の情報の機密性は保持されなければならないこと、(v-iii)運用前に情報技術システムの試験及び評価をすること、(v-iv)担当分野に関する専門レベルを有する技術幹部チームが、安全かつ継続的な運用システムを確保すること

³「マルチレベル方式に従った経営」とは、複数のレベル及び複数の支部を含む参加者のネットワークを使用する経営活動であり、参加者が自身の経営成果及びネットワーク内の他の参加者の経営成果に応じて手数料、ボーナス及びその他の経済的利益を受け取るものをいいます(Decree No. 40/2018/ND-CP(Decree No. 03/2023/ND-CP、Decree No. 18/2023/ND-CP により修正補充)第 3 条第 1 号)。

3. 終わりに

Sandbox 制度に参加する組織には、一定の報告及び情報提供や顧客保護等に関する規制が科されることになる反面(同第 15 条、第 16 条等)、Sandbox 制度への参加は、当該参加組織が、法令に規定がある場合の経営及び投資条件を充足することを意味するものではなく(同第 5 条第 2 号)、また、Sandbox 制度の参加完了時にベトナム国家銀行から発給される完了証明書は、当該参加組織が経営投資条件を充足することを証明する価値を有さない(同第 21 条第 3 項)とされている等、少なくとも本件議定上は Sandbox 制度に参加することのメリットは明らかではないようにも思われ、Sandbox 制度への参加を検討するに当たっては、この点も勘案する必要があるものといえます。

また、本件議定は施行したばかりの段階にあり、ベトナム国家銀行がどの組織に証明書を発行したか等については現時点で特段の情報は見当たりません。なお、2025 年 7 月 1 日にベトナム国家銀行等により開催された、「銀行分野における監督付試験制度に関する政府の 2025 年 4 月 29 日付 Decree No. 94/2025/ND-CP の実装」と題するセミナーにおいて、ベトナム国家銀行副総裁からは、今後 Sandbox 制度を拡充する等との発言もある等⁴、この Sandbox 制度には追加変更等がなされる可能性もあり、今後の動向を引き続き注視していく必要があります。

本ニュースターに関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。
(<https://uryuitoga.com/form>)

以上

⁴ <https://sbv.gov.vn/vi/w/tri%E1%BB%83n-khai-c%C6%A1-ch%E1%BA%BF-t%E1%BB%AD-nghi%E1%BB%87m-c%C3%B3-ki%E1%BB%83m-so%C3%A1t-t%C4%A9nh-v%E1%BB%B1c-ng%C3%A2n-h%C3%A0ng-b%E1%BA%A3o-%C4%91%E1%BA%A3m-an-to%C3%A0n-hi%E1%BB%87u-qu%E1%BA%A3-l?p1backurl=%2Fvi%2Ftim-kiem%3Fq%3Dc%25C6%25A1%2Bch%25E1%25BA%25BF%2Bth%25E1%25BB%25AD%2Bnghi%25E1%25BB%2587m&p1backurltitle=T%C3%ACm+ki%E1%BA%BFmhttps://baochinhhphu.vn/thu-nghiem-co-kiem-soat-linh-vuc-ngan-hang-mo-duong-phap-ly-huong-den-kinh-te-so-102250701200355404.htm>

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。